

ブデイト (Update)』(月刊)を刊行するとともに、ウェブサイトの充実にも力を入れている。

CILIPには、現在、27の分科会(Special Interests Group)が設置されている。IISの分科会を引き継いで、特許・商標分科会(Patent and Trade Mark Group)、英国オンライン端末利用者分科会(UK Online User Group: UKOLUG)が設置されたが、残りの大半は、LAの分科会を引き継いだものである。2003年4月には、新たに、図書館情報学研究分科会(Library and Information Research Group)が設置された。この分科会は、1977年以降、主に図書館情報学の實務に結びついた研究を支援してきた同名の団体を母体としている。

現在のところ、CILIPの活動の多くは、LAの活動を引き継いだ形で展開されており、LAの影響が色濃く残っているようである。しかしサザンプトン大学(University of Southampton)の学術支援サービス部長からCILIPの初代会長となったシーラ・コラル(Sheila Corral)は、専門家の多様なニーズを考慮して、分科会や全国にある支部の再編を予定していることを明らかにしている。従って、今後、活動内容が少しずつ変化していく可能性も考えられる。コラルは、次年度以降の課題として、会員のための魅力的で充実したウェブサイトの構築、チャーター会員になるためのルートの多様化を反映した、資格の新しい枠組みの構築、情報の連続体(information continuum)、すなわち様々な情報が互いに関連し合いながら存在する世界における専門家およびCILIPの位置づけの見直しを挙げた。LAとIISの統合は、図書館を中心に活躍する伝統的な「情報専門家」と主に電子情報を扱う新しいタイプの「情報専門家」が一体になることによって、多様な情報関連分野において、強大な発言力を得ることがねらいであった。今後の活動を通して、このねらいが実現することが期待される。

(慶應義塾大学文学部非常勤：須賀千絵)

Ref: Chartered Institute of Library and Information Professionals (CILIP). (online), available from<<http://www.cilip.org.uk/>>,(accessed 2003-04-10).

CILIP year one: Plenty of progress but more tasks ahead. (online), available from<<http://www.cilip.org.uk/news/2003/010403.html>>,(accessed 2003-04-10).

CA1492

## 図書館での貸出有料化の問題 - フランスの場合 -

「図書館における貸与権」は、著作者の権利の一部をなすものとして、フランスの著作権法に明記されている。知的所有権法典L第131-4条の規定によれば、著作者は、図書館での著作物の利用について報酬を得る権利を有するのである。

従来この権利は単なる法律上の文言にとどまり、図書館での閲読は大目に見られていた。しかしながら、デジタル技術が普及し国境を越えての情報交換が活発化した現在、著作者は著作物の利用に対しそれ相応の報酬を受け取っていない、と感じられるようになってきた。最大多数の人々が書物と読書に親しめるようにするという図書館の基本的な役割と、著作者が報酬を得る権利との間に、折り合いを付けることが求められている。

具体的な数値を挙げよう。フランスでは、1980年に図書館930館、登録者260万人、貸出6,000万冊であった利用形態が、1999年には、図書館3,560館、登録者660万人、貸出1億9,000万冊というように、特に貸出冊数については3倍以上に増大している。このような勢いで著作物が広まるのであれば、著作者の側から報酬の問題が提起されるのも不思議とは言えないだろう。

2000年春、書物の専門家の間で会議が持たれた時に、激しい論議が沸き起こった。出版者と一部の著作者は、貸出という行為に対価を支払う制度を設置するよう求め、なかには図書館での貸出そのものを禁止するよう主張する著作者もいた。図書館職員は、別の一部著作者の支持を得て、そのような態度は公共機関での閲読の発展を否定することにつながる、との懸念を表明した(CA1351参照)。

文化通信相の主導のもとで深められた協議の末、貸与権行使の原則および態様について、大局的な合意が得られた。この合意事項を法案にまとめ上げたのが、現在審議中の「図書館での貸与を名目とする報酬および著作者の社会的保護を強化する法律(案)」である。

法案の主旨説明から要点を紹介しておこう。以下の4項目である。

(1) 著作者および出版者、ならびに図書館に対して、法律上の認可を創設する

欧州共同体の指令(貸借権および貸借権に関する指令no.92-100CEE, 1992年11月19日)は、「著作者が

著作物の貸出を許可または禁止することのできる排他的権利の原則を設けるよう」加盟国に義務づけているが、フランスではすでに、知的所有権に関する法律を1957年に制定して以来、この原則が確立している。欧州共同体の指令は、さらに、「少なくとも著作者が貸出の名目で報酬を受け取ることを条件として」加盟国が上記の原則に反することを容認している。今回の法案は、指令のこの例外規定に則り、図書館での著作物の貸出を名目として、著作者が報酬受給権を行使することができるよう、新しい制度の確立を企てるものである。同時に、出版者も、報酬受給権の恩恵に与ることができるものとしている。

(2) できるだけ多くの人が書物と読書に親しむ機会を得るという図書館の基本的な役割に鑑みれば、「支払い貸出(prêt payant)」（利用料金をその場で支払う方式）ではなく「既払い貸出(prêt payé)」（利用料金を別途支払い済みとする方式）の制度を設けるのが妥当である

「支払い貸出」の方式は、最大多数の人々が書物と読書に親しめるよう努めるといふ図書館の役割に抵触する。著作者への報酬は、「既払い貸出」の方式により運営するものとする。報酬は、読者へ貸し出す時点ですでに報酬を管理する機関に支払われており、出資者は、国、地方公共団体、および図書館を所有するその他の機関である。同方式の概略を図に示した。

「既払い貸出」のための資金は、(a)「一括払い」と(b)「購入時払い」の2種類の財源から成る。

(a)「一括払い」は、国による支払いの形を取る。図書館利用者の貸出対価を国が一括代金として支払うもの。登録者数の算定にあたり、公共図書館およびその他の図書館と、大学図書館とで、算定の率が異なる(公共図書館は大学図書館の1.5倍)。一括代金の総額は政令で定め、予算法による国の予算を確保する。上記の算定率は、初年度については、2分の1に設定する。

学校や大学での閲読については、大学図書館の一括代金は低めに設定するとともに、学校図書館については「一括払い」を免除する。

(b)「購入時払い」は、国、地方公共団体、教育・職業教育・研究機関、労働組合、企業委員会および団体が、貸出を行う施設に著作物を購入した時点で支払う。金額は、著作物の価格の6%に固定する。代価は、当該著作物を納入した業者から、報酬を管理する機関である「共同管理団体」へ振り替える。

(3) 貸出の名目による報酬の管理は、(一または複数の)「共同管理団体」に委託する。報酬は、2種類に分かれる。1つ目は、著作権料(=印税)の名目による、著作者および出版者への直接報酬。2つ目は、著作者への後払い報酬。後者は、補助年金(retraite complémentaire)制度への資金提供という間接的方法で行う

貸与権行使のために必要とされる資金は、1年あたり2,226万ユーロ(約29億円)と見積もられている。これを以下の(a)(b)2項目として支出する。

(a)著作権料の支払い：タイトルごとの貸回数ではなく購入書籍のタイトル数を基礎に勘定するものとする。この計算方法であれば、購入図書が多様性が反映できる。また、限定販売や小規模出版者にとっても不利にはならない。

(b)AGESSA(著作者社会保障管理協会)に加入している著作者および翻訳者に対する補助年金制度への資金提供：創作家の中で著作者および翻訳者だけが、今日に至るまでこの制度の恩恵を受けていない。そのため、著作者および翻訳者は全活動を創作や翻訳に集中できないでいる。貸与権に由来するこの資金を、50%を限度として、年金拠出金の一部とする。むろん、拠出金の残りの部分は、この制度に与する著作者および翻訳者が支払わなければならない。

貸与権の名目で集めた金額は、共同管理の対象としなければならない。文化通信相が認可した団体のみが、支払いを請求することができる。

(法案は、これに続けて、複写物に関する合意基準を取り上げているが、今回は割愛する。)

(4) 書物の経済的連鎖のバランスを強化する

「支払い貸出」でなく、「既払い貸出」を実現させ

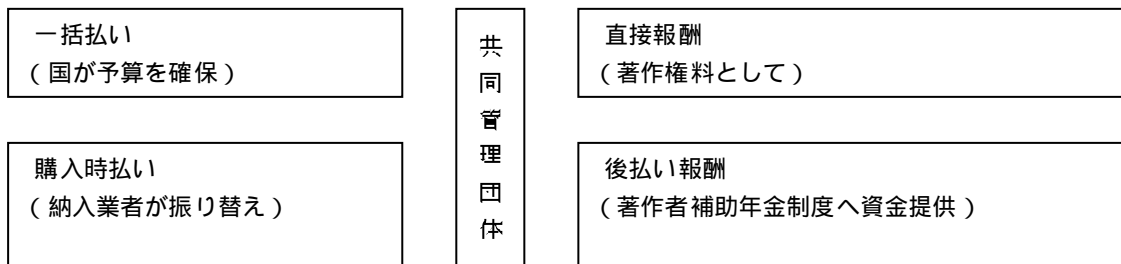


図 「既払い貸出」方式の概略

るためには、書物の価格に関する1981年8月10日の法律（公共団体への書籍販売について割引の上限を設定するもの）の強化が必要である。

公共団体が書物を購入する場合、割引が可能である。これは1981年の法律に基づく措置によるものであるが、この措置のおかげで、現在、書店側には損失が生じている。図書館市場に多数の卸売商が参入した結果、割引率の高上げが生じ、そのアップ率が大部分の書店に近寄れないほどの水準に達したのである。

このような条件下で、付帯措置を欠いたまま「既払い貸出」を実施すれば、購入者である図書館は値引きに敏感になり、書店は図書館市場からの撤退を余儀なくされるかもしれない。したがって、割引については上限を設定することとする。

公共団体の補助的負担を軽くするため、「購入時払いによる既払い貸出」は、2年以内に実施する。初年度について、値引きの上限は12%、図書館への納入業者による「共同管理団体」への振り替え率は3%とする。

この法案（上院先議）は、2002年2月21日、国会に提出され、同年10月8日に上院を通過した。その際、法律施行の2年後に政府は国会に報告書を提出する、という条項が付加された。2003年5月現在、下院での修正案に基づき、上院での第2読会が行われている。フィンランド、英国、スウェーデンでは、図書館での貸出に起因する著作者の印税損失を補填する制度がすでに確立しているが、この法案が可決されれば、フランスもこれら3国と並ぶことになる。

（調査及び立法考査局農林環境課：宮本孝正<sup>みやもとたかまさ</sup>）

Ref. Droit de prêt. Association des bibliothécaires français. (online), available from <<http://www.abf.asso.fr/dossiers/droitdepret/>>, (accessed 2003-05-06).

Non au droit de prêt. Association des Directeurs des Bibliothèques Départementales de Prêt. (online), available from <<http://www.adbdp.asso.fr/association/droitdepret/index.html>>, (accessed 2003-05-06).

Sénat. Projet de loi relatif à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque et renforçant la protection sociale des auteurs. (online), available from <<http://www.senat.fr/leg/tas02-003.html>>, (accessed 2003-05-06).

Sénat. Rémunération du prêt en bibliothèque et protection sociale des auteurs. (online), available from <<http://www.senat.fr/leg/pj101-271.html>>, (accessed 2003-05-06).

Assemblée nationale. Projet de loi relatif à la rémunération au titre du prêt en bibliothèque. (online), available from <[http://www.assemblee-nat.fr/12/dossiers/pre\\_t\\_bibliotheque.asp](http://www.assemblee-nat.fr/12/dossiers/pre_t_bibliotheque.asp)>, (accessed 2003-05-06).

## CA1493

### カナダの政府情報管理政策と現状

カナダにおける政府情報管理の指針となるものに「政府所有情報に関する管理政策（Policy on the Management of Government Information Holdings: MGIH）」がある。MGIHは政府情報を網羅的にかつ整合性を持って取扱う目的で1987年に策定された（1994年に改定）。具体的にこの政策が目指すものは、有益な政策決定を行うための資料提供の手段を確保し、情報が最大限有効に活用されるよう、管理し、また不必要な情報を排除することで国民への負担を減少させることである。この政策の対象者は各政府機関をはじめ付属する図書館である。これらの機関は各機関で計画・発行した情報について、その形態や媒体に関わらず、収集から保管に至るまでの全工程に責任を持たねばならない。

この政策が各機関において機能しているかどうかは、国家財政委員会事務局（Treasury Board Secretariat）が各省庁の内部報告書を通して監査している。またカナダ国立公文書館（National Archives of Canada）は国家財政委員会事務局の代理としてこの政策に対する評価責任を負い、かつ公文書館で保有する資料に関する問題点等について報告することが義務づけられている。各政府機関においても情報収集に際しての固有の問題点等について報告することが認められており、カナダ国立図書館（National Library of Canada: NLC）も出版物について同様に報告することが規定されている。

このMGIHの認知度および達成度を把握する目的で2002年、NLCによる調査が行われた。同様の調査は1999年にも行われているが、電子情報等紙媒体にとどまらない情報が近年増大し、その収集の実態を把握する必要性から、今回再調査が行われた。この調査を通